○国立大学法人東京農工大学資金運用管理委員会細則

(平成30年3月26日細則第18号)

(趣旨)

第1条　この細則は、国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程(以下「規程」という。)第9条第2項の規定に基づき、資金運用管理委員会(以下「管理委員会」という。)について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条　管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）資金運用管理に当たっての基本方針及び運用資産構成に関すること。
（2）資金運用計画表の原案に関すること。
（3）資金運用の実施に関すること。
（4）資金運用実績表の原案に関すること。
（5）資金運用に関する学長報告に関すること。
（6）その他資金の運用に関すること。

(組織)

第3条　管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1）理事(総務・財務担当)（資金運用責任者）
（2）財務部長（資金運用副責任者）
（3）財務部財務課長
（4）財務部経理調達課長（資金運用主担当）
（5）財務部経理調達課出納係長（資金運用副担当）
（6）その他次項に定める委員長が必要と認める者

2　管理委員会に委員長を置き、理事(総務・財務担当)をもって充てる。

(会議の招集)

第4条　管理委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(運用管理)

第5条　管理委員会は、資金運用体制及び運用リスクを検証するとともに、規程等の違反がないか監視するものとする。

(事務)

第6条　管理委員会の事務は、財務部経理調達課において処理する。

（雑則）

第7条　この細則に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

1　この細則は、平成30年3月26日から施行する。

2　国立大学法人東京農工大学資金運用連絡会議細則(平成27年3月23日細則第18号)は、廃止する。